

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

2025（令和7）年4月1日現在

1. 入院基本料に関する事項

病棟・時間帯ごとの看護職員、看護補助者の配置は以下の通りです。

病棟	入院料	1日あたりの職員数		職員1人あたりの受け持ち患者数		
		看護師	看護補助者	看護師		看護補助者
				9:00~17:00	17:00~9:00	9:00~17:00
3階東病棟	急性期一般入院料4	13人以上	5人以上	5人以内	14人以内	14人以内
3階西病棟		7人以上	3人以上	3人以内	12人以内	12人以内
4階東病棟		13人以上	5人以上	5人以内	14人以内	14人以内
4階西病棟	地域包括ケア病棟入院料2	7人以上	4人以上	6人以内	15人以内	10人以内

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化体制について

入院の際に医師や看護師をはじめとする関係職種が共同して総合的な診療計画を作成し、入院後7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

3. DPC対象病院について

入院料の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

医療機関別係数 1.2432

（基礎係数1.0451+機能評価係数Ⅰ0.1405+機能評価係数Ⅱ0.0419+救急補正係数0.0157）

4. 施設基準に関する届出について

東北厚生局に下記の届出を行っております。

■ 基本診療料の施設基準

名称
■ 一般病棟入院基本料
■ 救急医療管理加算
■ 診療録管理体制加算2
■ 医師事務作業補助体制加算2
■ 急性期看護補助体制加算
■ 療養環境加算
■ 重症者等療養環境特別加算
■ 医療安全対策加算1
■ 感染対策向上加算1
■ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
■ 後発医薬品使用体制加算2
■ データ提出加算
■ 入退院支援加算
■ 認知症ケア加算
■ せん妄ハイリスク患者ケア加算
■ 地域包括ケア病棟入院料2
■ 入院時食事療養/生活療養（Ⅰ）

■ 特掲診療料の施設基準

名称
■ 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
■ 糖尿病合併症管理料
■ がん性疼痛緩和指導管理料
■ 糖尿病透析予防指導管理料
■ 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
■ 外来腫瘍化学療法診療料1
■ がん治療連携指導料
■ 薬剤管理指導料
■ 医療機器安全管理料1
■ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
■ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
■ BRCA1/2遺伝子検査
■ 検体検査管理加算（Ⅱ）
■ コンタクトレンズ検査料1
■ CT撮影及びMRI撮影
■ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
■ 外来化学療法加算1
■ 無菌製剤処理料
■ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
■ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
■ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
■ がん患者リハビリテーション料
■ 人工腎臓
■ 導入期加算1
■ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
■ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
■ ストーマ合併症加算
■ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
■ 大動脈バルーンポンピング法（IABP法）
■ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術）
■ 輸血管理料Ⅱ
■ 輸血適正使用加算
■ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
■ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
■ 麻酔管理料（Ⅰ）
■ 看護職員処遇改善評価料45
■ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
■ 入院ベースアップ評価料49
■ 酸素の購入単価

■ 入院時食事療養費

入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温（保温・保冷配膳使用）にて提供しています。

5. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

6. 保険外負担について

■ 初診・再診に係る費用の徴収

病院と診療所の機能分担の推進を図るため、他の医療機関からの紹介状を持参されない初診の患者さまには、初診に係る選定療養費として3,300円（税込）をご負担いただきます。ただし、緊急その他やむを得ない場合など、選定療養費の対象から外れる場合もあります。

■ 特別療養環境の提供

特別な療養環境を備えた病室を希望される場合には以下の料金をいただきます。

※24時を区切りとして1日単位（1泊2日の場合は2日分）の料金がかかります。

区分	特別室料金（税込）	病室	設備品
特別個室	16,500円	360、410、460	テレビ、冷蔵庫、トイレ、洗面台、ロッカー、小机、椅子、シャワー、お風呂（特別室のみ）
一般個室A	7,700円	310、311、312、313、315、361、362、411、412、413、415、461、462	
一般個室B	5,500円	301、302、303、305、306、307、308 351、352、353、355、356、357、358 401、402、403、405、406、407、408 451、452、453、455、456、457、458	

■ 入院期間が180日を超える入院に関する事項

厚生労働大臣の定めるところにより、入院医療の必要性が低い患者さまの事情等により、180日を超える長期にわたり入院される場合、患者さまの自己の選択に係るものとして、入院料の一部（100分の15相当、1日2,376円）を選定療養費としてご負担いただきます。

■ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合には特別の料金をご負担いただきます。

詳細については厚生労働省の[サイト](#)をご覧ください。

患者のみなさまへ


**令和6年10月からの
医薬品の自己負担の新たな仕組み**

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は変わりません。


新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧はこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※QRコードは厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いします

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 診断書・証明書及び保険外負担費用

以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

分類	名称	料金（税込）	
文書	普通診断書・証明書	1通	2,200円
	医療費支払証明書	1通	1,100円
	退院証明書（再発行）	1通	1,100円
	死亡診断書	1通	5,500円
	死亡診断書（2通目）	1通	2,200円
	死体検案書	1通	11,000円
	生命保険保険診断書	1通	6,600円
	生命保険保険診断書（通院のみ）	1通	2,000円
	生命保険死亡診断書	1通	6,600円
	照会文書	1通	6,600円
	身体障害者認定診断書	1通	7,700円
	障害者年金申請書	1通	8,800円
	受診状況等証明書（障害年金）	1通	2,000円
	特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）	1通	6,600円
	指定難病臨床調査個人票（新規）	1通	5,500円
	指定難病臨床調査個人票（更新）	1通	2,200円
	自立支援医療用診断書	1通	2,200円
	自賠責保険診断書	1通	5,500円
	自賠責保険明細書	1通	3,300円
	自賠責後遺障害診断書	1通	6,600円
B型肝炎訴訟医療照会書	1通	3,000円	
B型肝炎訴訟接種痕意見書	1通	2,000円	
施設入所用診断書	1通	3,300円	
おむつ使用証明書	1通	1,100円	
就労可否証明書	1通	2,200円	
予防接種	肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス）	1回	8,800円
	肺炎球菌ワクチン（プレベナー）	1回	12,100円
	子宮頸がんワクチン	1回	17,600円
	破傷風ワクチン	1回	5,500円
	麻しんワクチン	1回	7,700円
	風しんワクチン	1回	7,700円
	日本脳炎ワクチン	1回	7,700円
	乾燥弱毒生水痘ワクチン	1回	8,800円
	麻疹・風疹混合ワクチン（ミールビック）	1回	12,100円
	インフルエンザワクチン	1回	5,250円

分類	名称	料金（税込）		
その他	診察券再発行代	1枚	165 円	
	スリッパ	1足	180 円	
	バスタオル	1枚	550 円	
	付き添い寝具	1日	176 円	
	死後処置料	1体	9,020 円	
	死体検案料	1体	22,000 円	
	浴衣	1着	1,430 円	
	ベイジングウェア	1着	5,500 円	
	Ai（死亡時画像診断料）	1回	22,000 円	
	新型コロナウイルス抗原検査	1回	5,500 円	
	新型コロナウイルスPCR検査	1回	9,900 円	
	新型コロナウイルスPCR＋抗原検査	1回	14,300 円	
	診療録等コピー料	（白黒）	1枚	55 円
		（カラー）	1枚	110 円
	フィルム等コピー料	（CD-R）	1枚	550 円
		（DVD）	1枚	550 円
	乳房マッサージ	1回	2,200 円	
	避妊薬（1シート）	初診時		4,400 円
		再診時		3,300 円
	HPV検査	1回	5,500 円	
免疫学的妊娠判定料	1回	5,500 円		

7. 手術に関する施設基準に係る実績について

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に定められた手術件数

掲示件数の集計期間

(2024年1月1日～2024年12月31日)

手術の件数

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	1
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術件数

29

5. その他区分に分類される手術の件数

ア	人工関節置換術	0	
イ	乳児外科施設基準対象手術	0	
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	26	
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0	
オ	経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの	1
		不安定狭心症に対するもの	3
		その他のもの	9
	経皮的冠動脈粥腫切除術		0
	経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	13
		不安定狭心症に対するもの	12
その他のもの		33	

8. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

- 厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、入院及び外来において後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品の採用にあたっては、品質、安全性、安定供給等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ有効かつ安全な後発医薬品を採用しております。
- 医薬品の確保に努めておりますが、製薬会社が製造する医薬品に遅れや出荷停止が生じており、全国的な医薬品の供給不足が発生しています。医薬品によっては同じ効能効果をもった他の医薬品に変更せざるを得ない場合があります。医薬品の変更が必要な場合には、治療計画等の見直しを行うなど適切に対応し、変更内容についてご説明いたします。

9. 病院職員等の負担軽減及び処遇改善について

当院では医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する体制を整備し以下の取り組みを行っております。

- 医師の負担軽減
 - ・ 医師事務作業補助者による診察検査予約の代行入力、診断書などの書類作成支援
 - ・ 入退院支援部門看護師及び社会福祉士による退院支援
 - ・ 看護師による初診時予診、静脈採血、検査手順の説明、入院の説明
 - ・ 薬剤師による服薬指導
 - ・ 特定行為研修修了者の活用
 - ・ 放射線技師による検査補助
 - ・ 臨床検査技師による検体採取
 - ・ 連続当直のない勤務体制の実施
 - ・ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- 看護職員の負担軽減
 - ・ 看護補助者の適正配置
 - ・ 臨床工学技士による医療機器管理
 - ・ 薬剤師による薬剤関連業務
 - ・ 放射線検査の準備、検査補助
 - ・ 検査技師による治療材料管理、外来での静脈採血実施
 - ・ 作業療法士による入院患者の嚥下訓練、摂食介助
- 全職員に対する処遇改善
 - ・ 多様な勤務形態の導入
 - ・ 産休、育休制度の充実
 - ・ 院内保育の実施
 - ・ 当直明けの職免等

10. 外来腫瘍化学療法診療料について

化学療法が安全に受けられるよう、医師や看護師、薬剤師などで以下の体制を整備しております。

- 帰宅後や経過中の緊急時対応ができる体制を整えております。診療時間帯は主治医、時間外・夜間帯は当直医師又は当直看護師が院内におり、24時間電話等による緊急の相談等に対応しており、急変時等の緊急時には入院できる体制も確保しております。
- 化学療法を安全に行うために、実施される化学療法の治療内容の妥当性を評価し承認する委員会（化学療法に携わる診療科の医師、業務に携わる看護師、薬剤師などから構成）を定期的に開催しております。

11. コンタクトレンズ検査料について

コンタクトレンズ検査料1の届出を行っており、コンタクトレンズの処方または経過観察の場合、検査料を含む費用が発生します。

初診料	291点
外来診療料	76点
検査料	200点
検査料の区分	コンタクトレンズ検査料1
眼科専門医	鈴木美佐子（経験年数45年）

※ 厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく通常の保険点数になります。

12. 一般名処方について

「一般名処方」に取り組んでおります。「一般名」とは有効成分の名前です。処方箋に医薬品の銘柄ではなく一般名（成分名）を記載することを「一般名処方」といいます。

- 製薬会社が製造する医薬品に遅れや出荷停止が生じており、全国的な医薬品の供給不足が発生しております。一般名処方は、「この有効成分の薬であればどの銘柄名の薬でも調剤して良いです」という指示なので、調剤薬局では先発医薬品・後発医薬品問わずお薬を受け取れます。
- 令和6年10月より長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）のうち、一部の医薬品について、費用の一部が選定療養費として患者さま負担となります。そのため、医療上、長期収載品である必要がなく、患者さまの希望がない場合には一般名処方されることが望ましい、とされています。